

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 11 月 8 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称，所在地及び設置者

名 称 原信巻店
所在地 新潟市西蒲区赤舘 324 番地外
設置者 株式会社 原信
株式会社 北越ケーズ
株式会社 イエローハット

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社イエローハット

東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 4 番 16 号

（変更後）株式会社イエローハット

東京都千代田区岩本町 1 丁目 7 番 4 号

3 変更年月日

平成 30 年 6 月 22 日

4 変更の理由

小売業者が本店所在地を移転したため

5 届出年月日

平成 30 年 8 月 3 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西蒲区産業観光課

7 縦覧期間

平成30年11月8日から平成31年3月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp